**平成２９年（フ）第１６９５号**
札幌市白石区中央１条７丁目３番22号　こんたマンション202号
債務者　藤井　敏勝
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１６９号**
茨城県つくば市谷田部3393－１　株式会社キュート　グループホームたんぽぽ、住民票上の住所茨城県つくば市谷田部2899番地２
債務者　岡島　美子
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第１７３号**
茨城県かすみがうら市下稲吉1879番地３　グリーンフィールズ204
債務者　木田　恵実
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第２２７号**
群馬県渋川市金井1302番地６
債務者　三原　清子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２２８号**
群馬県前橋市富士見町小暮1589番地22
債務者　中澤　昌也
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２３０号**
群馬県前橋市広瀬町２丁目30番地１　広瀬第一県営住宅　Ｇ－1074号
債務者　千木良憲三
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２３１号**
群馬県伊勢崎市日乃出町１番地１　エスポアールＢ106
債務者　金井　伸好
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２３３号**
群馬県渋川市渋川203番地２
債務者　菊地あすか
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２３５号**
群馬県前橋市堀越町348番地13
債務者　井上可奈子
1　決定年月日時　平成29年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２１５号**
静岡県熱海市桜木町27番10号
債務者　山田恭一郎
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２９年（フ）第１５９号**
愛知県犬山市上坂町３丁目123番地　サンシャイン南志水303
債務者　加藤　美恵
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２９年（フ）第９１２号**
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地37―503
債務者　新沼　賢之
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第９１３号**
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地37―503
債務者　新沼　明美
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第９７３号**
京都市山科区御陵血洗町１－５　メゾン村上322号、住民票上の住所京都市南区西九条島町53番地
債務者　安達　道広
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第７０４号**
堺市東区草尾737番地１　ＹＯＵ壱番館102号
債務者　池本　安男
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第８１５号**
堺市中区辻之1536番地７、前住所堺市中区深井中町891番地10　プチエスポワール深井205号
債務者　井畑　俊二
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第８２３号**
堺市南区竹城台４丁16番３－1001号、住民票上の住所堺市中区深井水池町3005番地４
債務者　髙念　竜也
1　決定年月日時　平成29年９月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係